

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第38号
平成18年5月30日
警察庁交通局交通規制課長

経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について(通達)

この度、別添のとおり「経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針」を制定したので、各都道府県警察にあっては、本指針に基づき、経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器の整備を行い、信号交差点における歩行者の安全確保に努められたい。

経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針

1 目的

この指針は、信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、LED式歩行者用交通信号灯器の信号表示面に経過時間を表示する経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器（以下「本装置」という。）の設置・運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 経過時間

待ち時間（歩行者用交通信号灯器の灯色が赤開始点から青開始点までの時間）及び残り時間（歩行者用交通信号灯器の灯色の青開始点から青点滅開始点までの時間）をいう。

(2) LED式歩行者用交通信号灯器

警察庁が制定している「U形歩行者用交通信号灯器」（警交仕規219号）の仕様書を基に製造された歩行者用交通信号灯器でLEDユニットを使用したものをいう。

3 設置方針

本装置は、信号交差点における歩行者の交通実態、交通環境等から、横断歩行者の信号無視や無理な横断の抑止が図れ、より横断歩行者の安全性が高められる場合に設置を検討する。

4 構造及び動作（付図 図1 信号表示面参照）

(1) 本装置は、「LED式歩行者用交通信号灯器」の信号表示面に経過時間表示を付加した構造とし、経過時間表示が付加されたことにより、本来の「LED式歩行者用交通信号灯器」の機能を低下させることがないこと。

(2) 経過時間表示は段数によるものとし、かつ、8～10段階とすること。

(3) 経過時間表示は、人形に重ならないこと。

(4) 経過時間表示の色度は、同時に点灯する灯色と同じとすること。

(5) 経過時間表示の光度は、同時に点灯する灯色と同じ又は以下とすること。

(6) 経過時間表示（待ち時間）は、「LED式歩行者用交通信号灯器」の灯色の赤開始時点で経過時間表示（待ち時間）の全てを点灯させ、上部から減灯して、青開始時点で全て減灯すること。

(7) 経過時間表示（残り時間）は、「LED式歩行者用交通信号灯器」の灯色の青開始時点で経過時間表示（残り時間）の全てを点灯させ、上部から減灯し、原則として青点滅開始時点で全て減灯すること。

(8) 保安動作

- ア 人形の灯色の赤と経過時間表示（残り時間）が同時に点灯しないこと。
- イ 人形の灯色の青と経過時間表示（待ち時間）が同時に点灯しないこと。
- ウ 経過時間表示の残り時間と待ち時間が同時に点灯しないこと。
- エ 経過時間表示機能が故障した場合は、経過時間表示は滅灯し、正常復帰時には自動的に復帰すること。
- オ LED式歩行者用交通信号灯器が滅灯した場合、経過時間表示も滅灯すること。
- カ 経過時間の算出結果が異常値の場合、経過時間表示は滅灯すること。

5 留意事項

- (1) 経過時間表示の動作により、歩行者の安全な横断が確保できない場合は設置しないこと。
- (2) 経過時間を表示する方式は、一体表示方式又は分離表示方式とし、都道府県内でどちらかの方式に統一すること。（付図 図2 一体表示方式、図3 分離表示方式参照）
- (3) 本装置の設置に当たっては、地域住民等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分説明すること。

付図

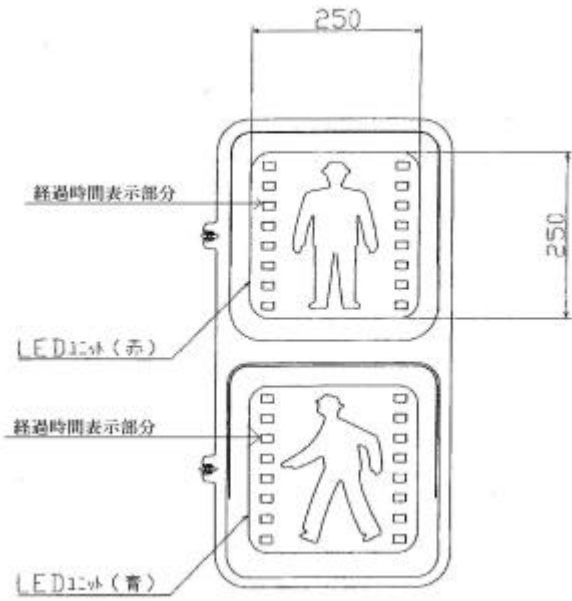


図1 信号表示面



図2 一体表示方式



図3 分離表示方式